

R8年度木造住宅 耐震診断補助制度

令和8年度より制度が替わりました。

地震はいつ起こるかわかりません！

あなたの家は大丈夫ですか？



木造住宅の耐震化を進めています。

耐震診断の前に耐震診断士による訪問相談も可能です。

問 い 合 わ せ 先

多摩市役所 都市整備部 都市計画課 住宅担当（多摩市役所東庁舎2階）

〒206-8666

多摩市関戸六丁目12番地1

TEL : 042-338-6817

FAX : 042-339-7754

ホームページ : <http://www.city.tama.lg.jp>

協力診断機関：多摩市木造住宅耐震促進協議会
（通称：なます対策すすめ隊）

多摩市木造住宅耐震診断士登録制度について

「多摩市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」に基づき、市に登録している「耐震診断士」（多摩市木造住宅耐震診断士）が、木造住宅の耐震診断をします。

※「耐震診断士」

多摩市が「耐震診断士」として認めた市内に勤務する建築士の方で、市長が交付する「木造住宅耐震診断士登録証」を携帯しています。

第 号	
木造住宅耐震診断士登録証	
下記の者は、木造住宅耐震診断士であることを証明する。	
写真貼付	氏名
発行日	令和 年 月 日
多摩市長	



補助額及び対象木造住宅

●耐震診断にかかる費用の2/3

限度額**9万円**（千円未満切り捨て。）

- ①平成12年（2000年）5月31日以前に建てられた個人所有のもの。
（平成12年5月31日以前に建築確認を受けた建築物であること）
（昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物の場合は在来軸組工法で建てられていること）
- ②一戸建ての専用住宅であるもの。
（延べ面積の2分の1以上を居住に供する併用住宅であるものを含む）
- ③平屋建てまたは2階建てのもの。
- ④市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ⑤木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会が発行するもの）の一般診断法をもとに、木造住宅の耐震性の判定ができる建築物であること。
- ⑥対象住宅において、過去に本制度による耐震診断を受けていないこと。

手続きの流れ

多摩市に登録されている耐震診断士の名簿より、耐震診断の見積もりを依頼し耐震診断士を選定してください。

申請は所有者がしてください。
(対象住宅が共有名義の場合は、所有者全員の同意が必要です。)

関係書類を添えて多摩市に提出してください。

補助金交付申請
※申請は当該年度の1月末日まで

多摩市にて審査をします。

耐震診断決定通知書の送付

多摩市から申請者に郵送をします。

契約

※決定通知日以降に契約してください。

耐震診断調査

申請者は立会いをお願いします。記録写真をきちんと撮っておいてください。

耐震診断結果報告

関係書類を添えて多摩市に提出してください。

完了報告書提出

多摩市にて審査をします。

補助金交付額の確定

所定の請求書に基づき、振り込みます。

補助金交付
委任払い（耐震診断士に支払い）も可能になります

診断結果によって・・・

評点が低かった住宅は、耐震改修等工事をおすすめします。
多摩市では、要件に当てはまる住宅の改修工事費用や除却
（解体）工事費用の一部を補助する制度があります。

詳細に関してはご相談ください。

※補助制度についてはホームページ等でお知らせしております。



耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください。

「無料で耐震診断します」などと業者が直接訪問や電話・チラシ等で勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額又は不要な工事契約を結ばせようとする業者もいます。

不安に思った場合、市にご相談いただくか、下記相談窓口をご利用ください。

- 多摩市消費生活センター
TEL 042-374-9595
- 住まいるダイヤル
（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター
TEL 0570-016-100 ※ナビダイヤル

被害を避けるためには

- 市の職員が一方的に訪問して耐震診断等をすすめることはありません。
- 市に登録されている耐震診断士は、必ず市長が交付した「登録証」を携帯しています。
- 工事を行う場合は、契約前に工事内容を十分に確認し、必ず契約書を取り交わしましょう。